

職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大



The Knights

2022年1月31日に「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、妥当であるとの答申がありました。

この改正案は、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(2021年7月19日公表)において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、労働安全衛生法における規定について、見直しを行うものです。

<改正案のポイント>

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種が追加されます。

- ・食料品製造業(※うま味調味料製造業・動植物油脂製造業はすでに職長教育の対象)
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

○施行予定日 2023年4月1日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2022年1月31日付 厚生労働省報道発表資料](#)

有機分析箇所 杉山みなみ

当社では毎月メールマガジンを配信しております！

情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのような お悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要なと思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。

お問合せはこちら

